

各所属所長 殿

公立学校共済組合宮城支部長

(公印省略)

災害見舞金等における単身赴任等の取扱いについて (通知)

このことについて、平成 2 3 年 4 月 1 2 日付け公立宮城第 8 5 号及び平成 2 3 年 7 月 6 日付け公立宮城第 8 5 の 2 号で通知しているところですが、公立学校共済組合本部総務部長から「対象となる住居」について、下記のとおり通知がありましたので、貴所属組合員に周知していただくとともに事務に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 対象となる住居 (支給要件の拡大)

災害見舞金の支給対象とする住居は、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物としてしているところである。この「生活の本拠」については、単身赴任の場合も含め、組合員の生活の実情から判断することとなるが、組合員の実情から判断してもなお、複数の建造物のうちいずれが「生活の本拠」となるのかについて、明確に判断することが困難である場合には、次の場合にあっては「生活の本拠」として取り扱うこととされたこと。

① 単身赴任をしている組合員が週休日等に帰省する住居。

② 単身の組合員が週休日等に帰省する組合員所有の住居又は組合員名義で契約した賃貸住宅。

この場合の損害の程度の算定にあたっては、「生活の本拠」と考えられる複数の建造物すべてにおける損害の程度により算定されるものであること。

2 提出書類

- ・り災の程度に関する申立書 (平成 2 3 年 7 月 6 日付け公立宮城第 8 5 の 2 号通知の【別紙】様式)
- ・①の場合 単身赴任届又は単身赴任手当修正通知書の写し (単身赴任手当が支給されていない場合は、任意様式で所属所長の証明書を添付すること。)
- ・②の場合 登記簿謄本の写し (交付より 3 ヶ月以内のもの)、賃貸借契約書の写し。
- ・その他支部長が必要と認める書類。

3 その他

上記以外については、従前の取り扱いと変更ないこと。

※提出書類については、受付順に対応しているところですが、この度の災害が前例にない被害状況であるため、提出された申立書の審査に時間を要している状況です。随時処理しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

担 当：給付班 大内

TEL：022-211-3676

FAX：022-211-3695